

企業の倒産時における相殺権の行使について ～福岡高裁平成30年9月21日判決を題材にして～

山内 邦昭
Kuniaki Yamauchi

PROFILEはこちら 

第1 はじめに

相殺は、債権者の債権回収にとって非常に有益なツールであり、特に債務者が倒産した際には、その重要性はより高まるといってよいでしょう。実際に、破産法等のいわゆる倒産処理法は、そのような重要性を念頭に置いて、債務者が倒産した場合であっても相殺権を保障していますが、一方で、債権者間の公平の観点から一定の制限(相殺禁止)も設けているところです。

今回ご紹介する福岡高裁平成30年9月21日判決(金融法務事情2117号62頁)は、そのような相殺権の行使の可否ないし限界についての判断を示した大変参考になる事例です(関係条文:破産法72条¹、特に同条2項2号)。

第2 事案の概要等

1 当事者等

原告・控訴人はA社(破産会社)破産管財人であり、被告・被控訴人はF県です。

原告は被告に対し、以下の請負契約に係る未払報酬債権合計22,686,429円を請求したところ、被告は原告に対し、請負契約の解除に伴い発生した違約金債権を自働債権とする相殺を訴訟において主張(抗弁)しました。

2 主な時系列

・平成27年9月～平成28年5月

A社はF県との間で4つの請負契約を締結(本件請負契約ア～エ。以下3ご参照)。

・平成28年6月10日まで

本件請負契約ウについて完成、引渡し済み。

・同月15日

A社は資金繰りに窮し、F県担当者に対し工事の続行が困難である旨相談。県担当者から所定の「工事続行不能届」の提出を指示された。

これを受けA社は本件請負契約エについて「工事続行不能届」²を提出。

・同月16日

同じく本件請負契約ア、イについて「工事続行不能届」を提出。

・同月17日

F県からA社に、本件請負契約ア、イについて「工事請負契約解除通知書」³交付。

・同月20日

同じく、本件請負契約エについて「工事請負契約解除通知書」交付。

・同月23日午後1時

A社、破産手続開始決定。

1:第72条1項 破産者に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一～四 (略)

2項 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する破産債権の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 (略)

二 支払不能であったこと又は支払の停止若しくは破産手続開始の申立てがあったことを破産者に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因

三、四 (略)

2:原審の事実認定によれば、「経営不振のため、当該工事の続行は不能となりましたのでお届けします」との記載があったようです。

3:本件請負契約において、発注者には、(請負者の)「その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにない」と認められるときに解除できる条項がありました。これは、建設工事標準請負契約約款に盛り込まれている条項です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 本件請負契約の金額等の整理(金額の単位は円)

	本件請負契約ア	本件請負契約イ	本件請負契約ウ	本件請負契約エ	金額合計
契約日	H28.4.12	H27.9.17	H28.3.31	H27.10.19	
請負金額	38,523,600	135,778,680	2,120,040	45,563,040	
出来高 (※1)	31,662,360	79,471,800	全て	17,053,200	
報酬前 払額(※1)	15,400,000	75,167,771	0	17,790,000	
出来高 △前払額	16,262,360	4,304,029	2,120,040		22,686,429 (エは含まず)
				△736,800 (※3)	22,737,674 (左記の過払い 額を含む)
違約金 の額(※2)	3,852,360	13,577,868	0	4,556,304	
その他債 権の額				14,342 (上記過払い分 に係る利息)	

(※1)「工事続行不能届」提出時までの発生額

(※2)契約上、発注者が解除した場合には請負代金額の10分の1が違約金となるものとされています。

(※3)前払額の方が出来高より多かったため過払いが生じています。

4 訴訟の経過

(1) 原審、控訴審における結論

原審(福岡地裁)においては、原告の請求は全て棄却されました。

そこで原告が控訴したところ、控訴審(福岡高裁)では、原告の請求のうち13,778,898円が認められました。

現在、最高裁に上告、上告受理申立てがなされています。

控訴審の判断の内容は具体的には以下のとおりです。3の表と合わせてご覧ください。

① 本件請負契約アについて

未払報酬16,262,360円と、同契約に係る違約金3,852,360円並びに本件請負契約エに係る前払いの過払い額736,800円及び当該過払い分の余剰に係る利息14,342円とを対等額

で相殺することを認める

∴報酬債権11,658,858円が残る

② 本件請負契約イについて

未払報酬4,304,029円と、同契約に係る違約金13,577,868円とを対等額で相殺することを認める

∴報酬債権はすべて消滅、違約金債権9,273,839円が残る

③ 本件請負契約ウについて

工事完成済みにつき未払報酬2,120,040円が残るのみ

④ 本件請負契約エについて

報酬は全額受領済みにつき違約金債権4,556,304円が残るのみ

∴原告の請求は、①11,658,858円＋③2,120,040円＝13,778,898円が認容。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2) 控訴審の判断等

原審、控訴審を通じて、論点は多岐にわたりますが、主に争われた点は相殺権の行使の可否でした。この点、原審、控訴審とも、被告・被控訴人(F県)による相殺権の行使を認めたところは共通しています。

その上で、両裁判所で判断が分かれたポイントは、本件請負契約アないしエの全ての違約金債権の合計額を自働債権として相殺を認めたか、本件請負契約ごとに報酬債権と違約金債権との相殺を認めたかという点、すなわち、破産法72条2項2号にいう「支払不能であったこと又は支払の停止若しくは破産手続開始の申立てがあったことを破産者に対して債務を負担する者が知った時より前に生じた原因」(「前に生じた原因」)をどこまで広く解するかという点です。

原審は、上記のとおり原告の報酬債権と違約金債権の合計額の全額との相殺を認め、原告の請求を全て棄却した⁴のに対し、控訴審は、以下のように判示して、本件請負契約ごとに報酬債権と違約金債権との相殺を認めました(その結果、原告の報酬債権が上記金額だけ残りました)。

「それぞれの請負契約関係において、(中略)仕事の完成と(中略)仕事の報酬債権は対価牽連関係にあり、相互に担保的な機能を有しているところ、(本件請負契約の違約金債権は)いずれも、それぞれの請負契約に係る仕事の未完成により当該請負契約が解除された場合に損害賠償を請求することができることを前提に、その損害賠償額を予定するものであって、当該請負契約の未完成部分に係る仕事の履行請求権が変容したものであるといえる。そして、ある特定の請負契約関係において、当該請負契約に係る仕事の未完成により注文者に請負人に対する損害賠償請求権が発生し得ることは、

民法の規定上も明らかであり、破産会社の他の債権者にとっても予測可能な事態である。このことからすれば、(中略)それぞれ同一の請負契約関係においては、未完成部分に係る仕事の履行請求権が変容したものである当該請負契約に係る違約金債権を自働債権として、これと対価牽連関係にある当該請負契約に係る報酬債権との間で相殺することを期待することは合理的なものである。」「本件請負契約ア、本件請負契約イ及び本件請負契約エは、それぞれ工事内容を異にする別個独立の契約関係にあり、他の請負契約によって生じる債権債務とは対価牽連関係にないところ、このような対価牽連関係にない法律関係において、ある特定の請負契約に係る違約金債権を自働債権として、これと別個の請負契約に係る報酬債権との間で相殺することを期待することは直ちに合理的なものであることができない。」(下線部は筆者)

第3 裁判例の考察

控訴審は、破産法の定める相殺禁止の例外にあたるかどうか(脚注1ご参照)について、契約の「対価牽連関係」を梃子に、報酬債権を発生させた請負契約と同一の契約のみを「前に生じた原因」と解して、同一契約における請負報酬と違約金債権との間での相殺を認めたものです。この点、例えば原審のように、「前に生じた原因」を広く解する、すなわち、契約の同一性を問わずおよそ請負契約があれば「前に生じた原因」と解する立場⁶もあり得ようと思われます。もっとも、この考え方を推し進めれば、本件のような、当事者間に請負契約関係のみが存する事例だけではなく、例えば当事者間で売買契約と請負契約関係が混在していた場合であってもひとまとめにして相殺が認められる可能性もあり、それでは広すぎるとの批判は十分あり得るところです。

4:具体的には、そもそも請負契約における違約金債権がいつ発生したのか、A社が支払停止ないし支払不能に陥っていたのか、陥っていたとして被告・被控訴人(F県)がそれを認識していたのかなどですが、紙面の都合もございまして今回は割愛いたします。

5:具体的には、原告の請求額22,686,429円に対し、22,737,674円での相殺を認めました(3の表をご参照)。しかし、その理由について詳細に述べてはいません。

6:脚注5のとおり原審では明示はしていませんが、このような解釈が(少なくとも黙示の)前提にあるものといえます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

また、控訴審は、上記のとおり、ある請負契約と別の請負契約との間での債権債務の対立が生じているときに、相殺することを認めることは「直ちには」できない旨判断しています（上記判旨の最後の下線部ご参照）。すなわち、異なる請負契約間でも相殺が認められることについてはひとまず留保を置いているものとも考えることもできます。実際に、控訴審は、各本件請負契約について、契約締結時期等に基づいて、ある契約における報酬債権を以て別の契約の違約金債権の引当てとしているような事情があるかどうかを検討した上で、本件ではそのような事情もないので、別個の本件請負契約間ではやはり相殺は認められない旨判断しています。この点、本件では、上記のとおり上告及び上告受理申立てがなされており、今後最高裁の判断が示されることになります。まずはその判断の帰趨を見守る必要がありますが、特に公共工事を中心と

する実務においては、次なる段階として、控訴審の判断枠組みを前提に、上記のように異なる請負契約間でもなお相殺が認められるような例外的な事情とは一体どのような場合か、すなわち、具体的にどのような文言を契約書に落とし込んでおけば相殺が認められるのかについての検討が進むのではないかと思います。

本件は、地方公共団体における公共工事に係る請負契約での報酬債権と違約金債権との相殺が問題となった事例ですが、同様の問題は、例えばある基本契約に基づく継続的な売買契約等、いわゆる継続的供給契約等においても生じ得るものと思われます。そのため、特に控訴審の示した判断は広く参照する価値があるものと思われましたので、ここに紹介する次第です。